

令和7年度第2回四條畷市男女共同参画審議会 会議録

1. 日 時：令和7年9月19日(金)午後3時～4時

2. 場 所：四條畷市水道センター2階 大会議室

3. 出席者：(委 員)10名

岸田委員、木下委員(会長)、佐々木委員、則武委員(副会長)、藤本委員、細山田委員

松岡委員、山北委員、吉田(依)委員、吉田(涼)委員

(事務局)3名

笹田(市民生活部長) 宇都宮(人権・市民相談課長)、織田(人権・市民相談課主査)

欠席者：(委 員)1名 鹿海委員

傍 聴：0名

●会長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第2回四條畷市男女共同参画審議会を開催したいと思います。それでは審議に入ります前に、まず定足数の確認についてご報告いたします。本日は、委員11名中、10名の委員にご出席をいただいております、過半数となっていることから、四條畷市男女共同参画推進条例施行規則第13条第2項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、本審議会の公開、非公開について決定したいと思います。四條畷市では、審議会等の会議につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則として公開することとされていますので、皆さま特に異議がなければ、公開するというにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

ありがとうございます。続きまして、本審議会の会議録についても、先ほど申し上げた指針に基づき、作成が義務付けられており、その記載内容につきましても、審議の経過が分かるように、各委員の氏名を記載の上、発言内容を明確にして記録することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、これより次第に従って議事を進行させていただきます。まずは次第1「第3次あじさいプラン(素案)について」事務局よりお願いします。

●事務局

それではご説明させていただきます。前回の会議から1ヵ月以上経っておりますので、まずはこの間の経過について順にご説明させていただこうと思います。スケジュールのおさらいの意味もかねて、資料番号1をご覧ください。

前回7月25日の第1回の審議会から今日の第2回の審議会までの間、会議としては、庁内課長級職員による検討組織である推進委員会を1回挟んでいる状況となっております。内容については資料番号2に取りまとめておりますが、事前送付もしておりますので、事務局からの説明は割愛させていただきます。

この8月20日開催した庁内の推進委員会で出た意見と、前回7月25日に開催した第1回審議会でいただいたご意見、それから事務局による軽微な文言修正を併せて、この度の資料番号3あじさいプラン(素案)ということでお示し

させていただいております。今後につきましては、本日の会議でいただいた意見を踏まえ素案を修正し、全庁意見照会を行った後、一旦市長決裁を経て、「素案」を「原案」へとした後に11月15日～12月15日の間、パブリックコメントを行い、市民からの意見をお伺いするといったスケジュールを想定しておりますので、本日はパブコメ前の最後の会議となっており、第1回の審議会の時に諮問させていただいた素案について、一旦答申をいただく会という位置づけとさせていただいております。

それでは、ここから本題となります。資料番号3のあじさいプラン素案をご覧ください。前回審議会以前の見え消しは全て溶け込ませてある状態でして、先ほども申し上げましたが、ここで、前回の審議会でのご意見と、庁内委員会で出た意見、それから事務局での文言修正を見え消しの状態にしています。

それではまず、第1回目の審議会でもいただいたご意見を受けての修正点について、かいつまんでとなりますが、ご説明させていただきます。

まずは、第1章から、7ページをご覧ください。前ページの国の動向の最後の部分、ページの一番上の部分ですが、2023年に性暴力による被害者救済に向けた法改正や盗撮罪が新設されたという記述を追記しています。それから、前回議論となった、ジェンダー平等や LGBTQ+等性的マイノリティ、性的指向及び性自認に関する考え方について、男女共同参画の中で、どう捉えるといったことについて、LGBTQ+などの性的マイノリティという狭い概念ではなく、大枠として性的指向や性自認というものを定義しておくというご意見をいただきました。これを受けて考え方を整理し、7ページの下から3行目の部分の書きぶりを修正するとともに、新たに10ページにあります用語解説の中でも、ジェンダー平等の捉え方や、性的指向及び性自認について、LGBTQ+が性的マイノリティのみの種類を表す言葉あることに対して、SOGI は全ての人の性的指向及び性自認そのものを表す言葉であり、すべての人に関係することであるという主旨の内容説明を追記しています。

前後しますが、8ページの「4 本市における第2次あじさいプランの取組経過」の中の、DV の状況について、国の動向や一般的な内容の記載になっていた部分を、市の状況にあわせた内容に修正しています。

次に、第2章にうつります。16ページの課題の上から2つめ、ひとり親家庭や性的マイノリティ、などの個別の課題についての文言について、第3章に記載の施策と並びをあわせています。

次に、第3章に移ります。27ページをご覧ください。基本目標2「ワーク・ライフ・バランス」についての記載の中で、その次のページの最後の部分ですが、市での取り組みに加え、ワーク・ライフ・バランスを推進する法整備を国に求めていく観点を検討してほしいとの意見から、文言の追記をしています。

続いて、個別施策の部分に進みます。42ページをご覧ください。

施策(3-1)①DV等の防止に向けた各種啓発の実施についてのところで、DVの被害者といえば、当然男性も含まれるのですが、女性だと思いがちがあることに加え、男性の方が誰かに相談しづらいという状況がある、という意見を受けて「DV被害者と言えば女性であるという固定観念から男性の被害が深刻化する傾向がある」との文言を追記したことがまず1点。

それから、このページの後段部分で、DV だけにとどまらず、広く性被害のひとつとして、新たに盗撮行為である撮影罪が刑法の改正により追加されていることについて言及してほしいとの意見を反映しています。

次のページの一番上、個別施策(30)をご覧ください。DV を未然に防止するためには、児童生徒に対してだけではなく、教える側の教職員に対する啓発の観点が必要であるという意見があったことを受けて、市民に向けての啓発に加えて「教職員に向けての研修や啓発を行うことで」という部分を追記し、内容を拡充しています。

同じページ内のDV被害者に関する個別施策(32)については「庁内外の関係機関との連携や定期的な意見交換や課題の共有を行う」と明記しました。

それから46ページの性的マイノリティへの支援の個別施策(39)で、LGBTQ+という言葉の定義について、則武委員からご意見をいただき、注釈を追加しています。

次に第4章に進みます。50ページの数値目標の部分について、前回もいろいろご意見をいただいたところですが、まず、Hの「育児休業取得率」について、男性については年度により数値にばらつきがあるため、基準値を過去3年平均でとることとしました。

同じくIの項目の男性の1ヶ月以上の育休取得期間についても、年度により差がありますので、過去3年平均としました。次に、N「短期介護休暇の取得人数」の項目について、今後10年間を見据えて、介護に関する制度利用についてもニーズが増えてくると考えられるので、追加を検討してはどうかとの意見がありました。

実際この計画素案の中でも、ワーク・ライフ・バランスに言及している第3章の個別施策の39ページや40ページなどでも、育児だけではなく介護についても、ワーク・ライフ・バランスを推進していく上で、性別に関わらず取り組んでいく必要性についてふれており、先日の庁内での推進委員会においても、高齢化率も増加傾向にあるとの意見がありましたので、新たな数値目標として加えることとしました。

目標設定の考え方について庁内の推進委員会で議論になり、介護休暇は育休とは違って性質上明確に分母が把握できない中で、令和6年度の基準値として男性4人、女性2人という数字がありますが、これは例えばJの子看休暇の取得人数と比べると、だいぶ人数が少ない状況があって、まずはこういった休暇制度自体を庁内で周知し、取得しやすい環境や意識を醸成していく必要性があります。今回は具体的な数字は入れず「該当職員全員」ということをまずは指標とすることとし、今後実際に取得した職員数の経年変化を見ていく中で、必要に応じて中間見直し等で目標値についての再検討をすることとしたいと考えております。

なお、数値の取り方については、共同参画の観点から、男女別に把握することとしています。

また、介護休暇は時間単位での取得も可能であり、また別に介護「休業」という制度もあるのですが、集計の負担の都合上、1日単位での取得人数のみとしていることを申し添えておきます。

最後に、全体的な話として、男女共同参画について、子どもの教育も重要だとのこと意見を踏まえまして、子どもでも読みやすい概要版を別途作成したいと考えております。参考に門真市が作成している男女共同参画プラン子ども版を机上に配布しております。モノクロ印刷にすると少し見づらいのですが、ご確認いただけたらと思います。

また、学校教育課に確認したところ、学校図書館にもこのような子ども向けの概要版の配架をすることは可能とのことでしたので、改めて成案化の後、担当課と調整をする予定にしております。

ここまでが前回の審議会でいただいたご意見を受けて修正を行った箇所となります。

続きまして、次に先日の庁内の推進委員会の意見を受けて修正したその他の箇所についてご説明いたします。順番が前後して申し訳ありませんが、第2章の19～25ページに記載しているグラフについて、見にくいという意見があったことを受けて、体裁等を修正しています。

次に、第3章の33ページから47ページの個別施策の、施策ごとの「主な担当課」の部分について、標記の整合性が取れておらず、考え方を整理した方がよいとの意見があったことを受けて微修正を行っています。

以上、ざっとですが、前回の審議会及び庁内の会議を経て修正した部分についての説明となります。前回の資料と比べて、素案の内容がブラッシュアップされ、見え消し部分が減ったことで、少し見やすくなったかと考えておりますので、各委員、新たな気づきやご意見もあるかと思っておりますのでご議論をよろしくお願いしたいと思います。

ここで、本日欠席の鹿海委員より、43ページに記載の項目(30)について、ご意見をお預かりしておりますので、ご紹介いたします。担当課に保育所も加わっていただき、こどもを性犯罪・性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもしないための教育や啓発等の範囲を未就学児童にも広げていただけたらと思います。あわせて、「生命(いのち)の安全教育」についても用語解説に加えていただけたらありがたいと思いました。」とのこと意見をいただいております。

この「生命(いのち)の安全教育」というのは、文科省のホームページにも手引きや教材が掲載されているのですが、本日お配りしている参考資料をご覧ください。こちらは内閣府の男女共同参画局のホームページに掲載している資料になります。いのちの尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動などを正しく理解した上で、いのちを大

切にする考えや、自分や相手を尊重する態度等を発達段階にあわせて身につけることをめざすものです。例えば、幼児期はプライベートゾーンに関して正しい認識を身につける、というような内容になっています。

ご意見を受けまして、担当課に保育所を追加し、(30)の注釈として追記を考えております。

説明は以上です。

●会長

ありがとうございます。

前回第1回の審議会の時には皆さん事前に素案を読みこんでいただいて非常にたくさんのご意見をいただき、まずはそれが反映され、そして8月20日の第2回人権施策推進委員会での意見が反映されたものが今日の素案となっております。ただいま事務局よりご説明にもありましたとおり、本日は前回市から諮問いただいたこのあじさいプランの素案について、一旦本審議会として、素案に対する答申を市にお返しさせていただきます。それが、本日の我々の役割ということですので、よろしくお願いします。

資料につきましては、前回の見え消しから大部分溶け込んでいて、だいぶ見やすくなっているかとは思いますが、また新たな発見やご意見等もあるかと思えます。

それではどの部分でも結構ですので、何かご意見やご質問あればお願いします。

事前に副会長から事務局にご指摘いただいたことがございますので、よろしくお願いします。

●副会長

まず10ページですが、SOGIについてここに加筆いただいてありがとうございました。事前に確認させていただいたんですが、まだ足りないかなと思っている部分があるので、皆さんからご意見を聞かせていただきたいです。

この「性的指向及び性自認」(SOGI)、というところの3行目の一番後ろから4行目の最初にかけて「見た目の性」という言葉が出ています。これはいわゆる性表現というジェンダーエクスプレッションについての一番簡単な定義、説明がこの「見た目の性」という言葉なのですが、そうであるならば、性的指向のところにも、「好きになる性」、そして性自認のところにも「心の性」というような言葉を足しておく、より一般の方々にわかりやすいのではないかと思います。

また2行目の「LGBTQ+(※p46参照)」以降の一文ですが、確かにSOGIというものは、すべての人の性的指向、すべての人に関係するものだということですが、SOGIは全ての人の性的指向及び性自認そのものを表す言葉です」というふうに書いてしまうと言葉が重複するのかなと思います。なので、ここは敢えて全文、この一文を書き直す形になってしまうのですが、「LGBTQ+(※p46参照)のみならずSOGIは誰もがもつ性のあり方を示す概念です。」このようにした方がいいのではないかと。

SOGIというのは元々性的指向と性自認という言葉、概念であるということは1行目で話をしているので、続いてSOGIというのは誰もが、すべての人が持つ性のあり方を示す概念なんだというふうに違った言葉で書いておくと、より説得力が増すのではないかと考えます。

そして最後に、4行目の後ろの方になるんですが、ここは脱字ということで、仕草、言葉づかいなどの後ろ「を」が抜けているのと、最後の行ジェンダーエクスプレッション加えて、ということでここも「を」が必要だと思いますので追記していただきたい。関連してもう一つ字が抜けている部分なんですが、46ページの参照していただきたい部分のゲイのところですが、「男性同愛者」になって「性」が抜けているので、「男性同性愛者」として「性」をいれていただきたいと思えます。

私の方からは以上です。

●会長

ありがとうございます。

まず10ページのSOGIの説明、大きく分けて2つですね。見た目の性と誰を好きになるかという心の性。

●副会長

そうですね。3行目に見た目の性イコール性表現のことが書かれているので、より性的指向っていう概念をわかりやすく市民の皆さんに伝えるためには、好きになる性という言葉を加えたり、あるいは性自認といわれてもピンとこないで、自分自身が認識している心の性という言葉を入れておくべきではないかと。

●会長

具体的にはどこに入れたらよいですか。

●副会長

あまり長々としても文章がだらだらとしてしまうので。

●会長

2つ目の2行目、3行目のところを合体して「LGBTQ+のみならず」はわかったんですけど、その2つの表現を入れるとしたらどんなところがありますか

●副会長

単純に、Sexual Orientation の後ろに黒い点を2つつけて好きになる性でもいいのかなと。性的指向の説明の括弧の中に入れてしまう。

●会長

それで性自認の後ろに心の性と入れる。皆さんどうでしょうか。より性的指向も性自認もわかりやすくなるように、性的指向 (Sexual Orientation) の後ろに好きになる性、性自認 (Gender Identity) のところに心の性といれる、ということですね。注釈4を副会長がすごく練っていただきましたが、反映させていただいてよろしいですか。

●岸田委員

端的でわかりやすいと思います。

●会長

では、そのようにお願いします。後は脱字でしたね。ありがとうございました。より SOGI の説明がどなたにでもわかっていただけるようになったと思います。では、皆さんいかがでしょう。お気づきのこと等ございましたら。

●佐々木委員

ワーク・ライフ・バランスのところで、最近私が知ったことですが、不登校児が全国的に増えている。それによる親の離職率が伸びてきているらしい。不登校の子どものために短時間または数日間有給消化というのあれば、究極的に言うと離職になってしまうという場合もある。私の個人的意見ですが、小中校生くらいだと家で留守番をさせにくい。不登校児による親の離職率が介護休業扱いとなっていると思われます。社会的に不登校児の数が減っていく方向ではないという状況で、離職率に対して男親・女親比はどうかと調べてみましたが、出てこなかったんです。

決めつけてはいけませんが、往々にしてお母さんの方が離職、休業する可能性が高いであろうと思われます。男女ともに子育てしながら家庭生活を送り、社会を生きていくことを支援するこのあじさいプランにおいて、ワーク・ライフ・バランスのどこかに入れられたらいいのではないかと思います。

●会長

ありがとうございます。

介護離職は統計的にも年間10万人、ということで離職原因としてきっちり統計も取られているんですけど、佐々木委員がおっしゃった、子どもが不登校になったことによって離職したエビデンスというか、数字はおそらく取られていないと思います。

例えば家庭の事情とか、それくらいふわっとしたものなので、なかなか今おっしゃった子どもの不登校児が増えている、いじめが増えている、それでやめざるをえないという実態としてはあると思います。しかし、そこを書き込むのは中々難しいですね。事務局も何かご意見がありましたら。

●事務局

男女が共にやっていくことの1つとして当然、子育てがあって、会長がお話いただいた介護。佐々木委員がおっしゃっていただいた、不登校児をケアするための親の離職も当然、男性・女性、夫・妻がやっていけないといけないという新しい観点をいただいたと思います。

ただ、会長がおっしゃっていただいたように、統計的なバックデータがないので、この中での加え方ですけれども、今後そういう要因によって離職が発生しうる中で、男性も女性もみていけないと言及するぐらいであれば、どこかあるかなと。書けなくはないかな、という感じでお聞きしていました。

●会長

検討をお願いします。社会が受け皿になるという方法も、家庭の中だけで抱えるのではなく、というのを感じながらご意見を聞かせていただきました。ありがとうございます。

●岸田委員

国では、この男女共同参画ではどうなっているのかをこの間に見てみると、今年の8月26日第6次男女共同参画計画の国の策定にあたっての基本的な考え方の素案が内閣府の男女共同参画局から出ていました。

ざっと見た中で、大きく盛り込まれているなとは思いました。色々と皆さんのご意見も加えてブラッシュアップされているとは思ったんですけれども。

大きな話にはなるんですが、大事だと思っている視点で1つ。近年の気候変動の問題、これが女性だけではないんですけれども、人類に影響を与える。昨日の議会でも吉田涼子議員や、他の会派の方もそういう観点で質問されていたので、この気候変動という言葉がこの中に出てきています。

例えば項目を起こすのはそこまではと思うので、無理やりかもしれませんが、44ページの生涯を通じた男女の健康保持、増進とかのところで、四條畷はゼロカーボンシティ宣言というのも行っておりますので、そういったことを目指しながら、気候変動対策にも積極的に取り組む、そのことがジェンダーとしても重要であるということが、産業構造や社会経済の変革をはかる、グリーントランスフォーメーションを推進するところでジェンダーの視点も重要だと書かれているところもあります。その観点とかちょっと何か文言が入れられないかと思いました。

もう1つは、女性平和安全保障 WPS の推進というのが書かれていて、今世界の状況でガザやウクライナのこと考えると、日本もいろんな危機感が高まっているということもあるので、やはり女性の問題として、女性だけではないですけど、実現していく根底には平和というのが大事ではないかという思いから、平和と政治プロセス、紛争予防とか紛争解決とかいうことの、女性平和安全保障アジェンダを推進するというのが、これはもちろん国の目標ということではあるんですけれども、どこかに平和を求める、あらゆる紛争や戦争を許さないというような文言が入れられないかと。大きな話になるかもですが、いかがでしょうか。

●会長

国の第6次の男女共同参画計画の素案が、ちょうど8月に公開されたということを受けての岸田委員からのご意見でした。市のプランのどこかに入れ込むのか、それとも国の動向のどこかに入れ込むか、どうでしょうか。

今の気候変動のところ、市だけの取組だけでできること、もちろんカーボンニュートラルや市の施策と関わってくることかと思いますけど。

事務局は今のご意見いかかでしょうか。

●事務局

国の法改正をお示しいただいて、当然国レベルであれば国際紛争、日本は幸い今国内で戦争が発生していないですけれども、女性の人権が踏みにじられている国も実際あったりするので、観点としてはあるのかなと考えています。

ただ、市の中で落とし込んだ時に申し訳ないですけれども、具体的な施策に関係する部分があるのかなというところもあるので、溶け込ますというか、言及するなら会長がおっしゃっていただいた最初の冒頭のところになってくるのかと思います。

●会長

国際社会の動向で、国の第6次計画に盛り込まれたということで。第5次までは入ってなかったですかね。第5次でアンコンシャスバイアス、その辺が入ってきて。私もいますぐに見極め切れていないんですけど。なかなか市の個別のところに落とし込むのはちょっと収まりにくいかな、と思います。ただ新たな方向性として、そこまでグローバルに考えるというところは5ページから6ページ、あるいは7ページの国の動向のどこかに盛り込んでいただくということでご検討いただけますでしょうか。ありがとうございます。

●吉田(依)委員

色々反映していただきありがとうございます。まだ気になる場所ですけども、28ページの基本目標の3なんですけど、5行目にDVや虐待などの他者に対する暴力は、「それが経済的・精神的なものであっても」とあるんですが、これは「経済的・精神的なものも含め」という方がいいのかなと思います。

●会長

身体的暴力だけが暴力だという感じになってしまいますよね。

●吉田(依)委員

そうですね。それと、34ページの施策の方向性の1、中段の3行目、「男女共同参画に関わらず情報発信を行う際は」と続くのですが、ここが私にはわからなくて。男女共同参画の分野に関わらずとか何か間に言葉がいるのではないかなと思うんですけど。この後の部分でまた「男女共同参画の視点で確認を行い」という文章が次の行に出てきますので、多分男女共同参画の講座とかに関わらずとか、そういうことを言っているとは思いますが。

●会長

なくてもいいかもしれませんね。「情報発信を行う際」で。

●吉田(依)委員

続けて、42ページですけども。下から5行目の写真とか盗撮のことが書かれているんですけど、「家庭内」という言葉がいるのだろうか。「同意のない写真撮影や」と続きますけど、ここに「家庭内や親しい間柄であっても」というのが果たして必要なのかなと私は思いました。

●佐々木委員

私は、「家庭内」という言葉はいると思います。家族の形が色んなふうに変わってきて、継母・継父とか新たに親になった人、新たに兄弟になった連れ子同士で問題がおきることがある。平和な家庭だけではないので残してほしい。

●会長

ひとつめふたつめは反映していただくということで皆さんご異議ないと思うんですけど、42ページの吉田委員の意見では、「同意のない写真撮影や」に飛ばしてということですけど、佐々木委員は家庭内ではそんなことは起こらないだろうと思っていても起こっているという実態を踏まえて、これを残したいというご意見ですかね。

吉田委員どうですか。

●吉田(依)委員

佐々木委員の説明があればわかるのですが、普通に読んでいて、そこが重要なのかなと。

●佐々木委員

普通に読めればいいんですけど、なかなかそうはいかない多様な家庭内での現実がありますので。

●吉田(依)委員

後は市にお任せします。

●会長

そうですね。外部の人が意図的に、ということだけが同意のない写真撮影とイメージしている人たちも多いので、佐々木委員の意見を代弁させていただくと、あえて入れておくということですね。皆さんどうですか。

●藤本委員

佐々木委員の意見を聞くと、本当に今のご時世になって様々な家庭のあり方というのがあると思うので。

●会長

家庭内の親しい間柄であってもってという表現があった方がいいですか、どうですか。

●松岡委員

あえて、そういう文言があってもいいのではないかと思います。

●会長

こういうところでも問題が起こっているということで、残す案ですね。

●副会長

数行後の「子どもを対象とした盗撮などの性犯罪の増加というものを、他にも」の後に、先に持ってきて、それで性犯罪というのが子どもを対象にした盗撮ということがある前提として、その後にもまた家庭内や親しい間柄であっても同意のない写真撮影やそうした写真の頒布というものが行なわれてしまっている現状があり、撮影罪が創設された、みたいな流れの方がきれいなんじゃないかと思います。

●会長

いかがでしょうか。

文章を組み直していただく。他にもその後で、一度も止まっていないから、文章が長いので一度どこかで切った方がいいのでは。今の副会長のご意見は、他にも子どもを対象とした盗撮などの性犯罪が増加しており撮影罪が創設された。

●副会長

子どもを対象とした盗撮などの性犯罪が増加しており、さらに家庭内や親しい間柄であったとしても同意のない写真撮影や当該写真の頒布などがあり・・・としてはいかがでしょうか。

●会長

などがあることを踏まえて、撮影罪が増設された。で分かりやすくなりますか。いずれにしても家庭内や親しい間柄は残す。

●副会長

残した方がいいですね。

●会長

では残す案で。副会長のご意見で、組み立てはご検討お願いします。少しのことで伝わり方が変わりますもんね。

●吉田（依）委員

次、45ページの施策の方向性2で、4行目です。妊娠に関して「性行為の強要や望まない妊娠などにより」と続くんですけども、性行為の強要って妊娠に関連しなくてもよくないことだと思うんですけど、ここに敢えて「望まない妊娠」だけじゃなくて、「性行為の強要」という言葉が必要でしょうか。

●会長

吉田委員の意見はこの妊娠に関連して、ここの「性行為の強要」を飛ばして妊娠に関連して望まない妊娠などによりにするということですね。

●山北委員

私、このタイトルが「母体に関する健康管理への支援」となっているので、妊娠されている方に対して、性行為の強要って意味ということかと思っていて。

●会長

多分それは違いますね。

●佐々木委員

性行為が夫婦間において、言葉が過ぎるかもしれませんが、無理やりというか、DV まがいの夫からの性行為の強要があつて妊娠に至ってしまい、産むしかなかったみたいなことがあつたりするんですよ。夫婦間ならいつでもという性欲のはけ口みたいに考えている一部の男性がいる。

●山北委員

ここは項目が母体っていうのは妊娠されている方の話で、DV の話とは別なのかと思っていましたが一緒なんですね。

●佐々木委員

母体というのが、妊娠検査薬で反応が出た時に母体となっているというのが私の認識なんです。だから夫婦間においても恋人間においても母体というのが私の認識です。

●会長

性行為の強要と望まない妊娠の場合は、その望まない妊娠をしたのが、性暴力の場合もありますけど、例えば今は仕事がピークだから、後2年遅らせようと思っていたけれど、避妊が上手くいかなかったということも望まない妊娠に入りますので、別の言葉だと思うんですね。望まない妊娠イコール性暴力ではないと思います。

この言葉が吉田委員の意見で言う、性行為の強要という言葉を残す、残さないどうでしょうか。このことに関して集約したいと思いますが。

●吉田（依）委員

私が引っかけたのは、妊娠に関連してということなので、性行為の強要というのが、妊娠に関係なければいいのかというふうに捉えられないかなというふうに危惧があつたので

●会長

性行為の強要って言うのは SEX だけじゃないですもんね。どうしましょう、取りましょうか？これは DV のところにはいろいろ書きこまれていますけど、これはリプロのところですので、望まない妊娠 SOS とか、緊急避妊薬とかそういう身体と心の健康のことがこの施策の方向性なので。皆さんいかがでしょうか。

●岸田委員

残してほしいという方がいらっしゃったら。

●会長

残すことによって違ったニュアンスが伝わるということもないと思うんですけど、いかがですか。吉田委員の意見は性行為の強要と望まない妊娠が同列になっているところに違和感ですか。

●吉田（依）委員

妊娠しなければ性行為は強要していいのかというところが。

●会長

それは私も思いつかなかったですけども。

●吉田（依）委員

そう見えてしまって。

●会長

性行為の強要自体が DV ですからね。妊娠しなかったらいいというようなニュアンスに伝わってしまうのが。

吉田委員のように捉えてしまう人がいる可能性があるかもということを考えたら、ない方がいいのかなとも思いますけどどうでしょうか。

●佐々木委員

性行為の強要によつての望まない妊娠と書いていけばいいでしょうか。

●会長

性行為の強要だけが望まない妊娠ではないので、自分のライフプランに合わせての妊娠を考えている時にということもあるので、性行為の強要による望まない妊娠となるとすごく狭くなりすぎますので。どうですかね、吉田委員のように捉える方がいるということで、この「性行為の強要や」という言葉がなくてもこの支援策は伝わると思うんですが、どうですか。削除することによってよろしいですか。ありがとうございます。

ではそのようにしていただきます。

●吉田（依）委員

後1点すみません。46ページの施策の方向性の1の4行目、「ひとり親家庭は母子家庭や父子家庭など、個別のケースにより抱える問題が様々であり、障がい者である場合など」と続きますが、「障がい者である場合」とは、親のことが誰が障がい者なんでしょうか。

●会長

親も子も両方ですよ。

●藤本委員

「ひとり親家庭」としているの。

●会長

親自身が障がいを持っている場合もありますし。これはどういう文脈になりますか。

●事務局

ここは「複合的に困難を抱え」という文脈になっているので、親の場合もあるし子の場合も。ひとり親であるという単一の問題に加え、どちらかが障がい者であると、また色々なケアや対応が必要となってくるという意味で複合的な問題を抱えておられるということなので、文脈としては両方あり得るということかと思います。

●会長

そう読むと自然にいくのかなと思いますけど。吉田委員どうですか。

●吉田（依）委員

普通に読んでいて、障がい者である場合などという文言の中に、誰かというのが思い浮かばなかったの。家族の中にということですね。

●会長

そうですね。保護者も子どもも含めてということで。

●吉田（依）委員

わかりました。

●会長

では、ここはこのままで。

●吉田（依）委員

ありがとうございました。以上です。

●会長

ありがとうございます。他に皆さんお気づきのことがございましたら。

今日出し尽くしていただくということになりますので。

●吉田（涼）委員

この前に審議されていたらごめんなさい。50ページの項目 M の待機児童数が3名で、※⑤の各年度4月1日時点となっているんですけども、市として待機児童って3名だけかなという感覚です。保留児童というか、保育施設に入れない方の声を市民相談で私はかなりよく聞くので。3人だけなのという感じに受け止めたので、そこはどうなんでしょう。保留児童数だったら多分2桁くらいいると思うので、そういったところも含め、これを見られた方が四條畷は

少ないと思うところであるものの、いや私は入れてないと思われる方が複数いらっしゃると思います。

選ばずにどこでも入りたいという方が3人だと思うのですが、ここの保育施設に入りたい、きょうだいで一緒のところに入りたいけど入れないという方もいらっしゃいます。

なので、そこも人数に入れるか、注釈のところに保留児童も何人いらっしゃいますというふうに記載するか。

●会長

指標名にするのは難しいと思うので、※⑤の注釈のところに書いてはどうですか。

●事務局

所管課ではないので間違っているのかもしれませんが、どこでもいいと入所申請を出しているけど、入れないっていうのが待機児童、ここの園がいいからと限定的な希望を出している方で入れないのが保留児童だと思います。

表の見せ方の話なので、多分懸念されているのが、この書き方だと保育所に入れない人が四條畷は少ないんじゃないかという風に受け止められてしまう、ということだと思われますので、担当課と話をする必要はあると思うのですが、例えば注釈のところで保留児童は除くという表現にするとということではいかがでしょうか。

●会長

そうですね。保留児童は除いての待機児童数だということを、どこか注釈で入れていただくということではよろしいでしょうか。

●岸田委員

数を聞いたらびっくりしますもんね。

●会長

きょうだいで違うところってなると、すごく負担になりますもんね。

●吉田（涼）委員

一言付け加えていただけると良いと思います。

●会長

では担当課に確認して検討をお願いします。ありがとうございます。

●副会長

ちょっと蒸し返すようなことになりますけど、よろしいですか。45ページの先ほどの性行為の強要や望まない妊娠のところですけども、リプロダクティブ・ヘルス&ライツって今探してみてもちょっとわからないんですが、どこかで定義しているのはされていますか。用語説明のような。

●会長

副会長としてはある方がいいと。

●副会長

リプロダクティブ・ヘルス&ライツって日本語に訳すと性と生殖に関する健康と権利です。第2パラグラフに、また妊娠に関して云々のところの2行目、女性が生涯にわたって健康に関して自己決定できることを保障する、いわゆるリプロダクティブ・ヘルス&ライツというのはちょっと違うのではないかと。

健康というよりも、よりクローズアップして性と生殖というものを自己決定できる。性行為をする、しないとか、妊娠した場合に中絶するのかそのまま産むのかということを主体的に自己決定できるっていう権利こそがリプロダクティブ・ヘルス&ライツなのかと思います。

●会長

用語説明を加えるということじゃなく、女性が生涯にわたって健康に関して自己決定できることという、ここをきっちりした定義に加えるということですかね。性と生殖の自己決定ですもんね。では、ここは定義されているところに表現を変えていただくということではお願いいたします。

他皆さまいかがでしょうか。

●事務局

リプロダクティブ・ヘルス&ライツですけれども、16 ページに書いているところがございます。この用語解説がこれでいいのかどうか。

●会長

入っていますね。

女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障するとなっていますね。直訳の性と生殖に関する健康・権利というのが入っているの。直訳とそれをかみくだいた説明がその2行ちょっとですけど。

●副会長

性と生殖にクローズアップされていないという定義に思えるのですけど。疾病や障がいがないというだけでなく、で始まって健康の自己決定権を保障するという、まさに健康というのがクローズアップされている。

●会長

産む産まないは自分で決めるっていうところですよ、焦点を当てるのは。

●副会長

これはどこの出典ですか。

●事務局

今回は16ページにありますけれども、2次計画の時に全く同じ文言で載せていたので、副会長のおっしゃっているのはもっと大きい概念だと。それが健康と置き換わる言葉として、性と生殖というようなご意見かなと思います。

●会長

16ページの説明はこのままでいいとして、この45ページのところを女性が生涯にわたって健康に関して自己決定できるとしてしまうと、ちょっと焦点が広がりすぎてしまうので、性と生殖に関する健康・権利ってということにもう少ししぼっていただく。

●事務局

25ページですが、下から3行目4行目ですね。それと28ページも載せています。

●会長

25ページは理念に基づきだから問題ないと思います。28ページはこれも考え方と普及ということで必要なことなので問題ないと思います。45ページ、ここは健康という広い視点ではなく、リプロのことにしてもう少し焦点を絞った表現で、ということよろしいでしょうか。

●副会長

28ページでは自分の健康を主体的に保持・増進することは、健康について主体となっていて特に女性においてはリプロダクティブ・ヘルス&ライツの考え方の普及啓発を図ります、となっているとやはり健康というより性と生殖の自己決定を全面的に出さないと、理念とは異なってしまうと思います。

●会長

健康対策等を推進するとともに特に女性においては性と生殖というリプロの訳が、私は問題ないと思いますけど。

●副会長

16ページの定義をもっと性と生殖を前面にだすか、あるいは45ページで問題となっていた、女性が生涯にわたって健康に関して自己決定できることを保障するということを別の文章におきかえる。

●会長

まず前回の結果この用語説明だったということですけど 国の6次計画案にも出ていますので、副会長が今おっしゃったリプロダクティブ・ヘルス&ライツの概念にもう少しきっちりと集約した用語説明がないか調べていただいてというこ

とですね

●事務局

性と生殖にもう少しフォーカスしてということなので、文言を変えさせていただいて、副会長に会議が終わってから内容を見ていただくという形にさせていただければ。

●会長

この分野は副会長の方が専門ですので、また事務局からの案をご意見いただきたいと思います。

他皆さん何かございませんか。出し尽くしていただきましたでしょうか。前회가本当に皆さん色々事前にご用意してくださいましたので。今日も色々ご意見いただきありがとうございました。

では、冒頭にもありましたとおり、本日は素案に対する答申をお返しさせていただくことになっております。

本日様々なご意見をいただきましたが、答申につきましては、いただいた意見を踏まえ、最終的には私に一任ということにさせていただき、委員の皆様方に対しましては、後日共有させていただくということでよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

●会長

では、そのように丁寧に確認させていただきます。ありがとうございました。また、今回の議事録につきましても、事務局が作成したものを皆さまに一度ご確認いただいた後、最終的に私に一任ということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

●会長

ありがとうございます。最後に、委員の皆様、事務局の方含めて何かございますでしょうか。

●事務局

一点報告だけさせていただきます。

今日の議論の中で岸田委員から国の改定についてお示しいただきましたが、国で議論している最中ということで、大阪府でも当然それを踏まえて計画の改定を準備している。それを受けて市においても今年度本日のような会議を開催しながら改定を進めている中、上位計画との整合性という観点で少しお話をさせていただくと、今大阪府で改定が進められている「おおさか男女共同参画プラン」では、女性の参画状況が国際水準からまだ低水準であることを踏まえて、政策とか方針決定過程の女性の参画推進を取組の方向性として引き続き強調するということがポイントとして示されています。この点については、市もこの素案の中でも記載のある通り、なかなか達成できていない状況になっており、この点に関して上位計画とも整合性がはかれているのかなと思います。

もう1点、府の改正ポイントでは、「あらゆる暴力の根絶に青少年への性被害の未然防止の視点の強化」ということが掲げられており、本市の素案でも個別施策の(30)のところで若年層への啓発の重要性ということも記載してありますので、一定そういうところも踏まえているということで、ご紹介をさせていただけたらと思いました。

次に、会議の前に会長と皆様でお話しいただいていた、門真市の子ども向け概要版の、イラストの色の固定観念的なお話の部分で、今回の本市の素案におきましても、34ページですけども、情報発信というような観点の中で上段のところに書いていますが、学校現場、そういった保育施設における教材の中の記述や、イラストを通じて固定概念的な男性像、女性像のところで言及させていただいているという部分と、具体的な個別施策(6)で市民への情報発信を行う場合は、人権尊重、男女共同参画など十分留意します、ということで取組の方向性として立てている状況ですので、併せてご紹介させていただきます。

●会長

ありがとうございます。今後の予定はよろしいですか。

●事務局

今後の予定ですが、先ほどのスケジュールの資料番号1をご確認ください。

先ほど会長がおっしゃられた素案について、冒頭ご説明させていただいたスケジュールのとおり、今後、順次パブリックコメントの実施に向けた準備を進めていく形となります。

その過程において、庁内照会の結果や、市長決裁の過程で、若干の修正がある可能性がありますので、後ほど皆様に共有させていただく答申としての素案と、実際にパブリックコメントを行う原案とは同じものではない可能性があることを申し添えておきます。

次に、次回の第3回審議会、最終的な答申をいただく会としておりますが、現時点では、スケジュールにも記載のとおり年明けの2月上旬を予定していますが、パブコメの状況によっては、前倒しの開催も検討しております。

改めて日程については調整させていただき、ご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本日の会議録ですが、前回同様に出来上がり次第、事務局よりメールで委員のみなさまにお送りしたいと考えております。発言の部分についてそれぞれご確認ください、修正箇所等ありましたら事務局まで該当箇所をご連絡ください。

以上になります。

●会長

ありがとうございます。みなさま議事録のご協力をお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和7年度第2回四條畷市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。